

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
黒石市	沖揚平地区 (沖揚平)	令和2年3月24日	令和5年3月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	200.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	109.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	57.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.3ha
(備考) ②及び③について、令和元年度時に実施したアンケート調査を参照。	

注1:③には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定とアンケートで回答のあった面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

沖揚平の農地利用として、中心経営体が耕作する近隣農地については、集約化を図り耕作放棄地が点々とみられることが無いよう促進していく。

また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者についても受入れを促進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

原則として、農地中間管理事業を活用し農地を集積・集約していく。

高付加価値化の取り組み方針

高冷地に適した野菜等でブランド化による付加価値の向上を目指す。

(参考) 中心経営体

令和4年12月末

属性	経営体 (氏名)	経営者・代 表者の年齢	現状		今後の農地の引受けの意向			新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト・ 法人化 等の取 組	備考
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲		
認農 法	※※ ※※	※※ 才	野菜	17.46 ha	野菜	19.00 ha	沖揚平	高付加価値化、 低コスト化、法 人化、規模拡大	うち機構 面積 6.47ha
認農	※※ ※※	※※ 才	野菜 ソバ	16.04 ha	野菜 ソバ	18.00 ha	沖揚平	6次産業化、高 付加価値化、低 コスト化、法人 化、規模拡大	
到達	※※ ※※	※※ 才	野菜	4.46 ha	野菜	6.00 ha	沖揚平	高付加価値化、 低コスト化、規 模拡大	
到達	※※ ※※	※※ 才	野菜	0.46 ha	野菜	2.90 ha	沖揚平	新規就農、高付 加価値化、低コ スト化、規模拡 大	
到達	※※ ※※	※※ 才	野菜	0.66 ha	野菜	4.47 ha	沖揚平	新規就農、高付 加価値化、低コ スト化、規模拡 大	
到達	※※ ※※	※※ 才	野菜	1.20 ha	野菜	1.20 ha	沖揚平	新規就農、高付 加価値化、低コ スト化、規模拡 大	
到達	※※ ※※	※※ 才	水稻 野菜	0.00 ha	水稻	0.00 ha	沖揚平	高付加価値化、 低コスト化、規 模拡大	
	※※ ※※	※※ 才	野菜	1.93 ha	野菜	1.93 ha	沖揚平	新規就農、高付 加価値化、低コ スト化、規模拡 大	
認農 法	※※ ※※	※※ 才	水稻	0.00 ha	水稻	0.00 ha	沖揚平	高付加価値化、 複合化、低コ スト化、規模拡 大	
計		9 人		42.21 ha		53.50 ha			

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。